

総室発第 126 号
平成 26 年 2 月 28 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 原子力防災課長 殿

日本原子力発電株式会社
理事 総務室長 島守 哲司

敦賀発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成 25 年 12 月 19 日付け敦総安発第 21 号にて届け出ました「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散等に伴い、添付資料のとおり補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

以 上

添付資料

敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 読替表

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読替表（平成26年3月）

読 替 前	読 替 後	備 考
第1章 総則 第2節 定義 20. 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設及び独立行政法人原子力安全基盤機構を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。	第1章 総則 第2節 定義 20. 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁及び緊急事態応急対策等拠点施設を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。	独立行政法人原子力安全基盤機構解散に伴う改正

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読替表 (平成26年3月)

読 替 前	読 替 後	備 考
警戒事象に基づく通報 (連絡) 経路 別図2-9-1	警戒事象に基づく通報 (連絡) 経路 別図2-9-1	原子力規制庁職制変更に伴う 改正

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読替表 (平成26年3月)

読替前	読替後	備考
別図2-9-2 図1 対外通報先 原発法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路 (発電所内での事故発生) 図2 読替後の経路 図1 対外通報先 原発法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路 (発電所内での事故発生)	別図2-9-2 図1 対外通報先 原発法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路 (発電所内での事故発生) 図2 読替後の経路 図1 対外通報先 原発法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路 (発電所内での事故発生)	原子力規制庁職制変更に伴う改正 内閣官房の組織名称変更に伴う改正

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読替表 (平成26年3月)

読 替 前	読 替 後	備 考
別図2-9-3 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路— (事業所外運搬での事象発生) 本 店 原災法第10条第1項に基づく通報先 設置されている場合に連絡 電話 FAX	別図2-9-3 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路— (事業所外運搬での事象発生) 本 店 原災法第10条第1項に基づく通報先 設置されている場合に連絡 電話 FAX	原子力規制庁職制変更に伴う改正 内閣官房の組織名称変更に伴う改正

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読替表 (平成26年3月)

[illegible]

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読替表 (平成26年3月)

読 替 前	読 替 後	備 考
別図 2-9-5 対外通報先 原災法第10条第1項に基づく通報後の報告(連絡)経路 (事業所外運搬での事象発生) : 第25条第2項に基づく報告先 : 設置されている場合に連絡 — : 電話 - - - : FAX	別図 2-9-5 対外通報先 原災法第10条第1項に基づく通報後の報告(連絡)経路 (事業所外運搬での事象発生) : 第25条第2項に基づく報告先 : 設置されている場合に連絡 — : 電話 - - - : FAX	原子力規制庁職制変更に伴う改正 内閣官房の組織名称変更に伴う改正